

○地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会  
条例

平成21年12月18日条例第65号

改正

平成27年3月23日条例第16号

平成27年9月29日条例第39号

平成29年9月26日条例第39号

平成30年3月27日条例第14号

令和2年3月19日条例第7号

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会  
条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、法に定める事務のほか、次に掲げる事項に関し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項
- (2) 法第28条第1項各号に規定する業務の実績（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に係る評価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第4条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くこ

とができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

**第6条の2** 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第16号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月26日条例第39号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月27日条例第14号）

この条例中第 1 条の規定は平成30年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月19日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。